

平成24年（2014年）6月紀北町議会定例会会議録

第 5 号

招集年月日 平成24年6月12日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成24年6月22日（金）

応招議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
3番	樋口泰生	4番	太田哲生
5番	瀧本 攻	6番	入江康仁
7番	家崎仁行	8番	玉津 充
9番	奥村武生	11番	東 清剛
12番	松永征也	13番	平野隆久
14番	中津畑正量	15番	川端龍雄
16番	平野倅規	17番	中本 衛
18番	北村博司		

不応招議員

10番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
会 計 管 理 者	平谷卓也	総 務 課 長	中場 幹
財 政 課 長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企 画 課 長	脇 博彦	税 務 課 長	尾上公敏
住 民 課 長	工門利弘	福祉保健課長	大谷眞吾
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建 設 課 長	上村康二
水 道 課 長	橋倉一樹	紀伊長島総合支所長	世古雅則
教 育 課 長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	玉津武幸	生涯学習課長	松島保秀

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	書 記	玉本真也

会議録署名議員

15番 川端龍雄	17番 中本 衛
----------	----------

提出議案 別紙のとおり

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

平野倅規議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

なお、10番 東篤布君から体調不良のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

平野倅規議長

それでは、定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、議会から推薦する農業委員会の委員が、6月30日をもって失職となることから、新たに農業委員会委員の推薦の議案を提出するものであり、本日の日程にあげさせていただいたことをご報告申し上げます。

議事運営上、議事日程の朗読は省略することにいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第 1

平野倅規議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

15番 川端龍雄君

17番 中本 衛君

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

平野倅規議長

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 松永征也君。

松永征也総務財政常任委員長

皆さんおはようございます。

平成24年 6 月議会定例会において、総務財政常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず今期定例会で付託されました案件につきましては、6 月13日、午前 9 時30分から委員会室におきまして、委員 6 名出席のもとで開催をいたしました。説明のため出席した者は、総務課長及び職員であります。

本委員会に付託されました案件は、議案第31号 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例など、条例改正案 2 件であります。

それでは、審査した順序により経過と結果について、報告をいたします。

まず、議案第31号 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。追加説明があり、一部国の法律を引用しておりますので、その番号等に誤りが気づきましたので、あわせて改正するものであるという説明でありました。質疑では、コンプライアンスから考えると、問題があるように思う。なぜこういう改正をするのか意図がわからないとの質疑に対しまして、教育長を一般職と考えるか、特別職として考えるかだと思います。地方公務員法では特別職以外は一般職となっており、特別職とは議会の承認を得た人となっています。教育長は教育委員としては議会の承認をいただいておりますが、教育長は教育委員会で選ばれますので、一般職という扱いで、現在の文部科学省からも通達が出ております。ただ教育公務員特例法では、町長、助役と同様に別に給料を定めるとなっておりまして、そのために条例で定めております。教育長の現在の権限、教育委員会での職務等を考えたとき、また県内では近隣の大紀町、尾鷲市、熊野市、御浜町、三重県を含め半数以上が期末手当として支給しております。以上のことから、期末手当とするよう

議案を上程させていただきましたという答弁でありました。

次に、教育長が一般職で特別職等報酬審議会の対象になっていますかとの質疑に対しまして、対象になっておりませんが、前回の平成19年では教育長の給料の話も審議会で出たという答弁でありました。

次に、答申が出たということですかとの質疑に対しまして、答申の中に教育長が含まれておりますという答弁でありました。

次に、教育長は事務方のトップで、その上に教育委員長であります。一般職と特別職の取り扱いが理解しにくいので説明をしてくださいとの質疑に対しまして、教育長は地方公務員法では一般職という位置づけであります。教育公務員特例法によって、給料等は地方公務員法の一部を適用しないという法律になっております。その部分は教育公務員特例法であります。ただ解釈はいろいろありまして、受け取り方によって異なりますが、現在の文部科学省の通達では、職としては一般職と決定しております。ただ給料等については教育公務員特例法によって独自で教育長の給料等を定める条例を、それぞれの自治体でつくりなさいとあります。確かに解釈的なところは違いますが、近隣の市町あるいは県の状況を確認し、教育長はどちらかといえば特別職の取り扱いのほうが、重きが大きいと判断いたしまして、最良の方法ということで上程をいたしましたという答弁であります。

次に、追加説明された第1条中の法律を、条項の食い違いがあったということで、いつから生じているのかという質疑がありました。これに対しまして、大変申し訳ありませんということですが、教育公務員特例法の条項、番号が繰り上げられており、これは平成15年7月16日法律第117号で改正しております。この改正が教育公務員特例法の改正が変わったわけではなく、国立大学法人等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により変わっております。外部の指摘があり調査した結果、判明したことで、今回、上程をさせていただきましたとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し討論に入りました。反対討論として、教育公務員特例法第16条第2項は教育長の給料、勤務時間、その他勤務条件については、ほかの一般職に属する地方公務員とは別に当該地方公共団体の条例で定めるとなっております。条例で定めてあるので、旧条例でも問題ないと思います。法律には謳われていないのだから、現在の条例でいいと思うので、反対をいたしますという討論がございました。

賛成討論はありませんでした。

採決に入り賛成少数、よって本案は否決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第32号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例の審査を行いました。追加説明はなく、質疑では、環境マネジメントシステムの推進に関する事で、I S Oの24年度予算はどうなっているのかとの質疑がありました。I S Oは取得しないこととしておりますので、24年度予算には計上しておらず、平成21年度より温暖化対策実行計画に基づく取り組みに変更して実施をしておりますとの答弁でありました。

次に、福祉保健課所管に、一人親家庭が加わりますが、一人親家庭とはどういうことか、具体的に答弁してくださいとの質疑があり、父子家庭と母子家庭のことでありますが、母子とあるのは、貸付事業等で母子のみで、貸付事業等は母子等でありますので、別に表示しておりますとの答弁でありました。祖母や孫などの2親等は含まれていないのかとの質疑に対し、一人親家庭の定義は配偶者がいない20歳未満の子のある世帯となっておりますので、含まれておりませんという答弁でありました。

以上で、質疑を終了し討論に入りました。討論では、反対賛成ともなく採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定をいたしました。

次に、平成23年12月議会定例会において、総務財政常任委員会に付託され継続審査となりました案件について、審査の経過と結果について報告をいたします。

平成23年12月定例会において、本委員会に付託され継続審査となった案件は、意見書案第4号 環太平洋連携協定（T P P）交渉への参加に反対する意見書であります。去る平成24年2月21日に委員会室におきまして、委員6名全員出席のもとで、提案者議員の中津畑正量議員及び賛成者議員の東清剛議員に出席いただきまして、審査いたしました。終了せず再び3月8日、委員会室におきまして審査をいたしました。継続審査となり、5月22日に委員会室において、委員6名全員出席のもとで、再審査を行いました。

この案件につきましては、3度の委員会を開催し、慎重な審査に努めてまいりました。本案件は議員発議の案件でありますので、町民の意向は果してどうだろうかという意見が、各委員から多く出されました。各委員からは、町民や団体からの請願等の動きも聞かないし、機会があるごとに農業関係者などから意見を聞くなどして努めてきましたが、反対だと言いつ切る声は聞かれず、国の様子を見ているような状況ではないんかという意見が出されました。この点、意見書案は議員提案でありますために、各委員とも町民の意向の把握に努めていただいて、委員会に臨んでいただいたところでございます。T P Pにはメリット、デメリットがあるために、そこら辺が委員会としての判断材料になるのだがという意見が多く出されました。

委員から特によく出された意見といたしましては、農産物だけではなく、T P Pにはメリット、デメリットなどがあるわけで、全体を考えた上での判断をしていかなければならないということですか、提案者から出されました資料からは、例えば、米は三重県では有機米を除いて、輸入品に変わって98%、つまり壊滅するという、このような数値が意見書案にも書かれていますので、このようなことは根拠があるのかどうか、よくわからないというような意見であります。そのまま丸々と議会の意見として、意見書を出すことに抵抗を感じる、根拠があるのかなど、使われているデータへの疑問などの意見も出されました。また、意見書の原案は議員提案だけに、原案は手直しすることはできないわけで、出しなおして、もっと客観的なデータに基づく意見書に変えてもらったかどうかというような意見も出されました。

我々議会人としては、きちんとしたものを把握して出さないことには、意見書でありますから、これは軽々しいものじゃないと思うというような意見ですか。町民にも動きがないものを紀北町は賛成とか反対とか打ち出して行って、時期早尚だと言われる可能性もないかとか。また、いろんなことを考えていくと、政府の対応自身もまだはっきりしていない。そんな中で当委員会としては、この意見書についてそのまま賛同するということは、ちょっと難しいのではないかと。

また、国民から見ても、自分たちにどのようなところでメリットやデメリットがあるのか、ないのか。はっきり具体的にわかってこないわけで、このような状態で協議することに反対するということは、今の時点で、また文章を変えることはできないわけなんで、もう出さないほうがいいのではないかという意見も出されました。

また、提案者からいただいた資料によると、先ほど申しました、米は98%減になると書いてありますが、新潟産以外は全部負けてしまうと書いてあります。そうなるんでしょうかと、三重県の米は生産0になるということでもあります。新潟だけ生き残るということなんですが、そんなことはないのではないかと。ちょっと大げさな数字ではないんかというような疑いの意見も出されました。

趣旨はよく理解できますので、改めて意見書について、練り直すようにしてはどうかという意見も出されました。議員発議で出てくる場合は、どちらかと言えば、議会が全会一致ぐらいで出すものでないといけないのではないかと。その意見に対しては同感という声も出ておりました。

採決をとってはどうかという意見が出されましたので諮りました。異議なしでありました。

それで討論に入りました。討論はありませんでした。採決に入り、挙手はなく、よって本案は否決すべきものとして決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました3つの案件についての審査の経過と結果について報告、終わります。

平野倅規議長

次に、教育民生常任委員長 玉津充君。

玉津充教育民生常任委員長

教育民生常任委員会委員長報告を行います。

平成24年6月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

去る6月14日、午前9時30分から委員会室におきまして、委員5名出席のもとで開催しました。説明のため出席した者は、環境管理課、住民課の各課長及び職員でありました。それでは、審査した議案順により経過と結果について、報告いたします。

最初に、議案第33号 紀北町営火葬場条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。質疑、討論ともにありませんでした。採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、紀北町印鑑条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑に入り、紀北町ホームページには、外国人登録について以前のままで残っておりますが、どのようにしていくのですか。またどのように広報していくのですか。との質疑に、紀北町ホームページについては、届け出、証明等とか、業務についても外国人登録という言葉が多く出てきます。該当する箇所を検索して、ホームページ担当の企画課に変更依頼を予定しています。広報の仕方については、全国でも実施していますが、5月に仮住民票を作成して、紀北町に在住する外国人住民の皆様に、7月9日以降の制度改正の説明とともに、通知しています。また、仮住民票の記載内容等の確認、システム上の手続きも実施して、外国人登録から住民基本台帳への移行を進めています。との答弁でした。

次に、住民基本台帳に移行することによって、税、国保、年金はどのようになるのか。説明をお願いします。また、今後、外国人住民の方が窓口に来たとき、どのような手続きとなるのか。事例を説明して、説明願いますとの質疑に、税については1年を超えるような外国人住民の方、永住者、日本人の配偶者等は、課税対象になります。技術員、研修員の資格で日本に来た方は、租税条約により税務署に申請して非課税になると税務課から聞いています。

年金については、日本国内に住所を有していると、権利・義務が発生します。また、社会保障協定を結んでいる国については、日本で納めた分は母国の年金に反映されることとなります。国保については、今まで外国人登録法により適用を受けていましたが、外国人登録法が無くなり、住民基本台帳第30条の45の条項により、特別永住者、中長期在留者等がその適用を受けることとなりますが、国保としては今までと同じで変わりはありません。

今後の取り扱いについては、具体的な例として、特別永住者の方は特別永住者証明書、その他の方については、在留カードが法務省から発行されます。今回の改正により一部選挙等は除外されますが、住基法第7条の住民票記載事項の適用となります。改正前は、外国人登録の手続きをした後、国保の手続きをするということになっていましたが、住基法第7条により、日本人と同じように、住基の手続きをすれば、国保はそのデータにより手続きができる、ワンストップサービスとなります。小さな町村では同じ課なので、大した違いはありませんが、大きな市、区役所になれば、よりサービスが向上します。改正前は入国管理局で在留資格の手続き及び在留期限の更新手続き等をして、市町村への届け出も必要でしたが、入管に1回いけば手続きができるというメリットもあります。

また、外国人の方が帰国すると。国と回線がつながっているLGWANにより、出国したという通知が来ますので、確実に出国したという事務処理ができ、行政の利便性、確実性も高まりますとの答弁でした。

次に、税については、租税条例の対象となるのは、研修生と聞きましたが、当町の対象者はどのような方ですか。年金の適用は国によってと説明がありましたが、当町の場合、中国・シンガポール・フィリピンの3国籍の方はどうですかとの質疑に、税務署に申請の必要はありますが、漁業研修生等は租税条例で非課税になると聞いています。年金は手元にある資料で、ドイツ・イギリス・韓国・アメリカ・ベルギー・フランス・カナダ・オーストラリア・オランダ・チェコの10カ国、2010年現在では、中国・シンガポール・フィリピンは入っていません。今後、スペイン・イタリア・アイルランド・ブラジルが新たに追加される予定とされていますとの答弁でした。

次に、税は本町では漁業研修生は非課税であるが、その中で、中国の方は税金がかかっていたということですかとの質疑に、漁業研修生の方は申請により非課税になります。在留資格によるとと思いますが、租税条約の結んでいない国は非課税にならない場合もあると思います。どこの国が租税条約を結んでいるかということは、住民課では把握していませんとの答弁でした。

次に、紀北町に登録されている 233人の方は、全部外国人登録されている方とありますが、当町に新たに來てもらう方は、手続きが1回で済み、今まで登録してある方は、特に今手続きの必要がないという説明であったと思いますが、解釈はそれでいいのですかとこの質疑に、現在、外国人登録証明書を持っている方は、7月9日に改正されるからといって、全員手続きに來てくださいということではありません。永住者の方であれば、3年以内に入管で手続きをしていただきますが、それまでは外国人登録証明書が在留カードとみなされます。特別永住者の方であれば、有効期限までは特別永住者証明書とみなしますので、今回の改正で手続きをしてくださいということではありません。外国人登録をしている方は、徐々に在留カード、特別永住者証明書に切り替わっていくということですのでこの答弁でした。

次に、いろいろな国の外国人の方が紀北町に住んでいると思いますが、その方たちの日本語の理解度はどのくらいですか。また、窓口での手続きの支障はないのですかとこの質疑に、確かに行政として全部対応できるものではありませんが、英語のできる職員もいますので、その職員を借りて、お客様にご不便をかけない等の努力をしていますとの答弁でした。

また、たまたま窓口で漢字が記入できないとか、複雑な仕組みに対して判断しにくいということで、不便をしていた方の記憶があります。もっと理解しやすいように対応してあげてほしいと思いますが、どうですかとの質疑に、例えば、今回の仮住民票の通知の説明は、日本語ですが、英語と中国語の説明書も加えました。そのことによって、紀北町では仮住民票の通知に対してわからないという問い合わせは、今のところありません。いろいろな国の方がみえますが、不便をかけないよう行政として最大限の努力をしていきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、現在、紀北町の外国人の登録数は 233人ということですが、国籍別人数を教えてください。また、印鑑条例の改正の中で、カタカナ表記という言葉が出てきますが、事例としてどういうものがありますか。また、通称名はどうですかとの質疑に、233人の国籍別人口内訳は、ブラジル2人、ミャンマー1人、中国125人、インドネシア30人、アイルランド1人、韓国8人、ペルー1人、フィリピン55人、タイ1人、イギリス1人、アメリカ2人、ベトナム6人です。カタカナ表記については、否漢字圏の方で本人の名前が確認できるローマ字で登録することは可能ですが、カタカナ表記を住民票の備考欄に記録すれば、カタカナで登録することも可能ということでもあります。通称名については、窓口で申請して、住民票に反映されていれば、通称名での登録も可能ですとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全員賛成、

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案35号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑・討論ともにありませんでした。採決に入り全員賛成、よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第36号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。質疑・討論ともにありませんでした。採決に入り全員賛成、よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第37号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についての審査を行いました。質疑・討論ともにありませんでした。採決に入り全員賛成、よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された5案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

平野倅規議長

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

続きまして、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第31号 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

東清剛君。

11番 東清剛議員

総務財政委員長の委員長報告に対して質疑を行います。

委員長の説明では、1条の部分の16条の2項から17条の2項に変更するという部分、条番号の変更だという説明は受けましたけども、条番号の変更で、変更内容については、どのように質疑をされたか、お伺いいたします。

平野倅規議長

総務財政常任委員長。

松永征也総務財政常任委員長

経過についてご説明をいたします。この件についてはですね、先ほど申しましたように、当日、追加説明があったわけなんですけども、それでは、平成15年7月16日付けで改正されていたという説明があったんですけども、内容までですね、ちょっと質疑は行われませんで

した。

平野倅規議長

東清剛君。

11番 東清剛議員

ということで、今回ね、これが否決にということなものですから、その辺の説明がないと、これ否決にされると、給与が払えなくなるのではないかなというところが、私は懸念しとるものですから、まったく内容が違うんですよ。

それで、提案理由も、先ほど委員長が言われた国立大学法人等の改正によりですけども、ここの31号の提案理由の中にはね、教育公務員特例法を引用してとなっていますから、これも違うんじゃないかなというのがあります。で、内容につきまして申しますと、16条、元は17条の2項でして、そこでは教育長の給与、2項、16条の2項は教育長の給与というところで、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは個別に当該地方公共団体の条例で定めるとあります。

現在の17条の2項というのは、あれですね、兼職及び他の事業等の従事という項目に変わってますんで、これを今回、改正しないと気がついた時点で改正しないと、教育長の報酬が払えなくなるのではないかという気がいたしますんで、その辺はいかがですか。それ、もし、わかればね、事務方からの説明をいただいたら結構なんですけども。

平野倅規議長

総務財政常任委員長。

松永征也総務財政常任委員長

先ほど申しましたようにね、掘り下げた質疑はなかったんです。その辺までちょっと気がつかないところもあったわけなんですけど、否決の理由についてはですね、先ほど東議員も言われたように、条例でね、きちっと条例化されておる、そういうことで通ってしまったと、そういうことが手続きがされておるものですからね、そうではないのかな、結局は否決をしたということですよ。

平野倅規議長

ちょっと、再度、質問内容と回答が違うので、質問があったかなかったということですから、なかったらなかったって、はっきり言ってください。

松永征也総務財政常任委員長

先ほどのご質問なんですけど、その質疑はありませんでした。はい。

平野倅規議長

東清剛君。

11番 東清剛議員

それは委員会の結果ですから、いいんでしょうけども、私のね、受け止め方としたら、当然これは可決をしないと、給与が払えなくなるように思います。それで、もう1つ、これは提案理由のところをね、そうすると、16年のいつやった。15年の7月16日となると、提案理由の教育公務員特例法も書き直さんといかん、違う。これは16年の4月だと思います。

だから、説明受けたのはね。先ほどのやつは、あれですよ、国立大学法人等というような格好で、委員長に説明を受けましたんで、その辺の違いもあるかなと思います。委員長に聞くのは酷ですが、そのように受け止めておりますんで、とにかくね、これは否決されると困るんですよ。それはそういう意見でとどめておきます。

平野倅規議長

回答はなしで結構ですね、委員長の。

(「議長」と呼ぶ声あり)

平野倅規議長

質疑にしてください。東清剛君、これで3回目ですので、はっきりした質疑してください。

11番 東清剛議員

いずれにしても、これは多分どのような結果であろうと、私はこれは当然、気がついた時点で、早く改正しなきゃいけないと思ってますんで、皆様の賢明な皆さん、議員の皆さんのね、賛成を得るよというつもりで私は質疑をいたしましたということです。

平野倅規議長

今の質疑は要望みたいな感じの質疑ですので、委員長答弁は差し控えさせていただきます。

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

質疑させていただきます。前者も言われたことと重なるんですが、委員長、この委員会でこの17条2項を16条2項に、早く変えなくてははいけなかったのを、今、気づいて変えるということの中身のようです。お聞きしますとね。そういう意味では、この期末勤勉手当、期末手当、勤勉手当等については、一括りにして期末手当にする減額もなしに、そのまま横滑りにするということですね、文言だけ変えて。

そういう観点からいきますと、当然この条例の気づかなかった部分で、16条になったというのは、やっぱり条例違反だという判断をされたんですか。委員会として。その点を知らせてください。で、ないと教育委員長の給与、期末勤勉手当というのは、これ支払いが、前者も言われましたけど、できなくなってしまう恐れがあると、私は思うんですが、そのところは委員会の中の審議はありましたか。

平野倅規議長

総務財政常任委員長。

松永征也総務財政常任委員長

ありませんでした。

平野倅規議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

だったら、何も条例違反でもなかったと。ただ文言が気づいたので、文言がというよりも条例の、教育公務員特例法が変わっていたので、それを気づいた時点で、今回変えるということだけで、この処理をしたということで、理解してよろしいんですか。そういう理解してっていうか、委員会でそういう理解をしたということで、話があったということなんですか、決めたということなんですか。

平野倅規議長

総務財政常任委員長。

松永征也総務財政常任委員長

そこまで掘り下げてね、審査が行われなかったと。17条の2が16条の2に変わったというだけのことでね、委員会の審査は終わっておりますので、そういうことについてもですね、私、個人の意見述べるわけにいきませんし、そういうことです。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

委員長の報告なんですけどね、質疑がなかった、あったも、ともかくとして、やはりこの本会議で委員長報告ということは、大変な重みを持つことでもありますのでね、その点、総務財政委員会も、これは決まったことは、やはり尊重せなあかんということでもありますけど、委員長の見解は言えないといっても、やはり委員長はその場で賛否とりませんからさね、こ

こでやはり見解というんかさね、この今の否決になった結果において、今までどおり、教育長は給与云々ができるという判断したのか。それともできないにも係わらず、そのようなして、この委員長報告にここであげたのか。その点は、委員長としてのやはり重大な委員長報告ということは重大ですからさね、我々もそれによって判断して、賛成反対しなければならぬからさね、委員長その辺はどういうふうなことで否決に至って、ここへ報告したか、その点も1つお答えください。

平野倅規議長

総務財政常任委員長。

松永征也総務財政常任委員長

説明させてもらったように、9年前に改正されたということだけをですね、聞いて終わっておるわけなんですけども、私もこのことは今朝ちょっと耳にしたんですけどね、その影響はどうなるのかはですね、今ちょっと答えることも私も不可能です。本会議でいろいろと討論もあるかもわかりませんし、判断していただきたいと思っております。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

あのね、委員長、委員長も今の言葉でいくと、今日いろいろ反省ていうんかさね、ちょっと否決したことにおいて、ちょっと不安も感じとるような発言にもとれましたし、今朝いろいろ会議前には皆、全員じゃないですけど、やはり委員の方にも、方もさね、やはり今後、説明不足というより、考え違いっていうか、いろいろあることも聞きましたけどね、やはり、この委員会において、かなり大事なことですわね、どこのあれでも大事ですけど、委員長がさね、そこにおいて否決したことにおいて云々って、簡単に私は公平な立場やもんでて言いますけどさね、それにおいて一言も委員会において、この結果であつたら、こうなると。皆さんそれでよろしいかというようなことも、各委員長でも副委員長とかあつて、発言がある場合もあるんですけどさね、そういうようなことを委員長が全然感じなんだわけですか、今まで。否決によって、これが先ほど、再度言いますけど、教育長が今までどおりできる、いや、できないことの判断ができなかったんですか。その点、ちょっと明確にちょっとご答弁ください。

平野倅規議長

総務財政常任委員長。

松永征也総務財政常任委員長

委員会の場においてね、そのような判断ができなかったんです。以上です。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

平野倅規議長

東清剛議員、議事進行。

11番 東清剛議員

申し訳なかった。先ほどの委員長のちょっと答えに対して、私、議事進行しようと思ったもんですから、もう既に川端さんが言われたもんですから、取り下げます。

平野倅規議長

むやみに議事進行せんようにしてください。

入江議員。

6番 入江康仁議員

あのね、今これ大事なことなんでね、その今、川端議員が言われたけど、やはり常任委員会というのは、委員長の権限でね、いろんな個人的な発言は許されないべきだと思うんですけどね、要は委員長はその常任委員会の総括として、意見の取りまとめとしてですね、報告するわけでしょう、この報告、委員長報告は、それに角度の違った意見を言ってですよ、何も質疑、審議されてないものに、委員長に対して、あなたの所管、説明してくれということ自体が、委員長も言えへんですよ、これは。

それなら1つ例出しますか。こんなに今大きな問題になっている、損害賠償ら継続審議にもなっとるし、何もありません、これ。そんなら、これはそんなら別な角度からちゃんと委員長、説明せんかと。できる。できんから、わしは何も言わへんけどやね、1つにこだわらん、皆、全体の委員長報告っていったら、これ誰も委員長するもんおらんようになってくる。それとも委員長の報告が意見を出すんやったら、何もほかの質疑、それなかったことでも言えますよ、これ。それはやはり議会のルール、常任委員会のルールというのがあるんですよ。私は、聞いとるのは、委員長として、その常任委員会で意見を言うた、質疑・応答に対しての報告はするけど、個人的な一切の発言は許されないと、私は聞いておるんですよ。それなかったら、私もこれから何でもできますよ、やりますよ。ここだけは、明確にしておいてください。だから私は、今の委員長報告できちんと筋通ったように、なかったらなかったでいいんです。なかったもんを答弁できんのやから。それは今度は、今いろんな指摘した人は、町長なり、執行部に話して、過ちがあるんやったら、再度議会へ向いて提出さすのが、

これが本当のルールじゃないんです。私はそう思います。議長の見解を。

平野倅規議長

私の見解っていうことと、入江君、議員の言うところは、それは委員長報告として、あることはある、なかったことはないように、これは報告するのは当然のことやと思います。しかしながら、委員長はここで報告する以上は、自信をもってせなならん一面もあります。それで、私はもしも、そういうふうな入江議員のいうようなこと、指摘の分があったら、委員長として、もしなかったらなかったと、はっきり明確に、質問者に対して、これはなかったですよと、これは私としては審議に入とったけど、採決した時点でもそういうふうなものが、真実がなかったと。それをはっきり委員長としては、立場として明確に皆さんにわかるように、これからはっきり言うべきではないかと、そういうふうに思います。以上です。

平野倅規議長

以上で質疑を終わります。

平野倅規議長

次に、議案第32号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

平野倅規議長

次に、継続審査分の意見書案第4号 環太平洋連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書について、質疑を行います。

質疑をされる方はありますか。

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

質疑をさせていただきます。

委員長の報告には、委員会の意見としてね、意見といいますか、審議の中身として、町民

の意向がどういうものがあるのかということで、多く出されたという話もありました。また、農産物だけではなく全体を見て判断しなくてはならないという意見もあったと報告されております。

また、米については98%の減で、影響が大きいというデータに対する信憑性の問題も出されたというものが報告されましたけれど、これらについての町民の意向というのは、どこまで町民の方に聴き取りとか、話を聞かれたのか。委員会、特にありましたら、教えていただきたいんですが、個々についてはやっぱりいろいろな意見が、賛成の方も多くございますから、それを農協やら森林組合やら漁業組合やら、いろいろな団体を束ねているところがありますね。そこら辺への聴き取りはなかったのかどうか。その点について、この6カ月間ですね、継続審査で延びてきたんですから、慎重に審議されてきたと思うんですが、そういう点はなかったんですか。

平野倅規議長

総務財政常任委員長。

松永征也総務財政常任委員長

委員、個々にね、いろいろと把握に努めてくださいましたけども、委員会としてはね、団体とか、そういうところの意見はですね、委員会としては聞かない、まあ聞いておりません。ただ、個々に関係者に会う機会があったときに、どうかというようなことについては、委員がですね、意見の把握に努めてくださったと思っております。

平野倅規議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

委員長の答弁で、そういう団体の聴き取りはなかったということなんですが、実際にはですね、この町の、町の紀北町としてのね、そういう団体も小さいながらも上部団体もありますけれど、そこら辺でやっぱり聴き取りをするという意見が出なかったというのは、本当になかったのかどうか、これはやっぱりやって初めていろんな意見が聞かれるんだと思うんですが、それは私の私見で言うのは、この委員長報告に対してはいけないことでもありますので、委員長としてですね、この報告するにあたり、本当に委員の皆さんから、かなりの頻度で町民の皆さんの各いろいろな業種がありますけれど、聴き取りを行ったという思いが、意見が出たということでもいいんですか。ちょっとそこを報告願います。

平野倅規議長

総務財政常任委員長。

松永征也総務財政常任委員長

おっしゃるとおりでございます。以上、そのように対応してまいりました。

平野倅規議長

東清剛君。

11番 東清剛議員

先ほどの委員長報告聞いてまして、随分、手厳しい答えをいただきましたんでね、私はもともとと言うのは、やっぱりメリット、デメリット、お互いにあります。24品目あるということですね、私も認識しております。ただ我々考えなんのはね、我々どこのところにいる議員なのかということなんです。やはりこれ日本は、7割近くが中山間地域でございます。そういう中で、特にやはり国土を支えとるのは農林業ですね、やっぱり国土の保全、多目的なことがあります。そういう中で我々の役目としたら、少なくともこの地域におれば、やっぱり自由化、特にね、これは私この前も言いましたけども、材木に関しては昭和26年からね、金がなくなった、その結果、山村が崩壊している。今度は農地が崩壊するのではないかという危険が、大いにあるわけですよ。ね、それで当然、米にしても98%なんか言われましたけども、当然価格がね、今あれでしょう、778%の関税がかかってます、米に関しては。当然、生産意欲がなくなるわけですよ、それがなくなるとね。そういうこともあります、それでまた、近くでもね、さくらファームとしてやっぱり地産地消のものをね、販売してますよ。

だから、これで当然、海外にね、依存度が60%、食に関してはね、そのような状態の中ですと、季節感がなくなるわ、ということで、地場のものがつくれなくなるわ、当然価格もね、特殊ないいものはいいかもしれませんが、どうしても底値が下がります。やっぱり農業所得はまったくなくなる、そういう中でね、やはりこれは、それで、あのね、そういう中ですから、我々としたら、やっぱりもう少しその辺まで考えていただきたいかった。それでまた、伺いたいのは、三重県内でね、このTPPに反対する意見書を可決、提案された市町がどれぐらいあるのか。検討して、その辺の周辺のね、市町の状況を確認されましたかということと、先ほどいうように、あれですよ、地元の、議員の目じゃなしに、地元の人たちのね、そういう声を調査されたのかということ、改めてお伺いいたします。

平野倅規議長

総務財政常任委員長。

松永征也総務財政常任委員長

県下の状況ですね、これも調査いたしまして、委員会にも報告をいたしました、確かにね、8つの町で意見書を出しております。15あるんですね、町はね。それで、慎重に。

わかりました。この件はね、議事録にもありますんでね、そういう状況であったわけなんですけども、その中で請願によってね、請願によって意見書が出されたのは、5町あったということです。そしてね、いろいろとご質疑いただきましたけど、メリット、デメリットもあるわけですね。これ委員会で出た話ですね、それで、農業に特化しとる、その以外のね、ほかの品目も21品目、対象品目あるわけなんですけども、あるわけなんですということですね。それと出た意見では、米についてですね、98%、崩壊っていうんかね、あれされるということなんですけども、現在は3年ほど前からね、所得補償制度が実施されとって、生産費用となんですか、経費ですね、その差額は政府は今出してくれとる、そんなふうなことも、いろいろあるんでということも出ました。そのような状況です。

平野倅規議長

東清剛君。

11番 東清剛議員

いろいろと詳しいところまで説明いただいた。それでね、先ほど、ちょっと言いましたように、8町があれされたということですね。県内は29市町やったか、28市町、29市町かな、29ですね。で、8だけですか。それで、この中でね、今回ね、明日かな、JA伊勢のね、あれがあるんですが、総大会が伊勢であります。そういう中でね、これ特別議決をしてね、これあれするんですよ。TPPから日本の食と暮らし命を守り、交渉参加阻止実現に向けた国民運動の展開に関して、特別議決ということをやするようにしてます。

それで、それは以前にも出したように、1,100万からの署名を集めてね、このようなことをやっているんでね、もう少し皆さんの理解が得られたら良かったかなというところがございます。以上です。

平野倅規議長

入江議員。

6番 入江康仁議員

議事進行。あのね、委員長。議長、委員長にちょっと聞いてほしいんやけど、いま東清剛議員から質問した内容で、答弁いただいたけど、その関連した質疑と、それに則る答弁をちょっと聞かせて。あんた意見があったというけど、私は委員長、個人の意見のように思ったけど、そのままな質疑じゃなかっていいですよ。それに関連したような質疑あるんやったら、

こういう質疑があつて、こういう答弁がありましたというところを、ちゃんと聞かせてください。

あつた。報告になかったからさ、あんた、それ答えたから。

平野倅規議長

入江議員、質疑として私は受け止めて、総務財政常任委員長より報告させます。

6番 入江康仁議員

いやいや。

平野倅規議長

私は立場として、総務財政常任委員長の、今、入江議員は質疑やろ。

6番 入江康仁議員

いやいや、議事進行したんや。

平野倅規議長

議事進行、議事進行であれば。

6番 入江康仁議員

そんなら切り換えるんやったら、質疑のやり方があるでさ。

平野倅規議長

質疑に切り換えてください。

6番 入江康仁議員

質疑に。そんなんやったら。

平野倅規議長

委員長はここにおるで、私から答弁するわけにいかん。やり方があります。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

今ね、そんなら、ここへ向いて正すのに質疑っていうのもおかしいな、問題じゃない、これは。東議員が今、清剛議員が言った質疑に対しての質問が関連でありましたかと。さっきの報告にはなかったから、私は。ねっ、それに対して答弁は必ずつくわけですから、委員長はそれを、そういう関連であるならば、そういう意見がありましたと、東清剛議員の意見に対して、そやけど、同じような語句でいうはずがない。大体のあれは合うとってたら、それに関連した質疑がありました。こうこうですと、いま読んでくれというの。それに対して答弁は何だったというんやったら、委員長の個人の意見を聞くんじゃないんやから、委員会と

しての総括の答弁を聞くんですから、だから、それを聞かせてくださいって。あった、その報告になかったけど。委員長そこをちょっと。

平野倅規議長

総務財政常任委員長。

松永征也総務財政常任委員長

委員長報告につきましてはですね、3回の委員会をもって、延べで数時間かけとるもので、委員長報告についてはですね、ピックアップしてね、報告しましたもので。

6番 入江康仁議員

だから、ピックアップではないんですよ、私が言うとなのは、そこにあるんだったら読んでくださいということ。ピックアップしたんやったら、戻したらええことですよ。詳細にそこを読んでくださいというです。報告はええよ、質疑がなかったら。あなた、答えたからさ。指摘しとるんやんか。答えたら、なかったら答えたらあかん。

松永征也総務財政常任委員長

いや、あるんですわ。あるやけどね、この中に。

6番 入江康仁議員

時間があれやから、私が言いたい趣旨だけちゃんと言います。

平野倅規議長

まだ回答を、未回答の部分の状態やもんで、ちょっと。

これ、あんた見てさ、時間ほしかったら、時間ちょっとやるし、休憩させてもいいし。

平野倅規議長

ちょっと入江議員の質疑に対しての委員長のちょっと、調べなあかんことがありますもんで、ちょっと暫時ここで、10分ほど休憩させていただきます。

(午前 10時 39分)

平野倅規議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(午前 10時 50分)

平野倅規議長

総務財政常任委員長。

松永征也総務財政常任委員長

ご説明をさせていただきます。県下の状況につきましては、私ちょっと訂正をお願いしたいんですが、紀宝町も出しておることがわかりまして、8町と申しましたけど9町でございますので、訂正させていただきます。

それから、29市町と言われましたが、町だけの15町だけの問い合わせ結果でございます。それというのは、議長会ですね、町の、町議長会いうんですかね、県の。町村議長会。そちらを通じての調査をやってもらいましたので、15町です。

それから、入江議員から言われたことですが、会議録ではですね、5月22日に開催いたしました委員会において、報告をしております。県下の状況につきましては、15町のうち反対が9町であります。その他のところでは、多気町と明和町につきましては、拙速な参加表明は避けるべきというような内容の意見書を、出ておりますということを報告いたしました。

平野倅規議長

そういうことで、今後、気をつけるそうです。

以上で、質疑を終わります。

これで、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第33号 紀北町営火葬場条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野倅規議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第34号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野倅規議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第35号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野倅規議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第36号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野倅規議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第37号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

ちょっとこの問題じゃないんですけどね、これは委員長報告はですね、質疑はなしということやったもので、いま本会議で質疑があってもできんわな。議長。常任委員会で意見がなくて、質疑・応答なかったいうんやでさ、質疑ないもん、私らできんでしょう、質疑を。

平野倅規議長

質疑なしと言われますと。

6番 入江康仁議員

なしでしょう。そんなら言えんわな、そういうことでいいんです。

平野倅規議長

わかりました。

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で、各委員長報告に対する質疑を終了します。

日程第3

平野倅規議長

これより、各議案の討論、採決に入ります。

日程第3 議案第31号 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

(「動 議」と呼ぶ声あり)

平野倅規議長

東清剛議員。

11番 東清剛議員

委員会の審査が不十分であるように思われます。ですから、再付託の要請を、動議として出します。

平野倅規議長

動議の賛成議員がおりませんので、いやいや動議の賛成議員おらんで、これ否決します。

討論を行います。

委員長の報告は否決でありますので、まず、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は否決であります。

したがって、原案について採決いたします。

議案第31号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(多 数 挙 手)

平野倅規議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案どおり可決とすることに決定しました。

日程第4

平野倅規議長

次に、日程第4 議案第32号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第32号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第5

平野倅規議長

次に、日程第5 議案第33号 紀北町営火葬場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第33号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第6

平野倅規議長

次に、日程第6 議案第34号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第34号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第7

平野倅規議長

次に、日程第7 議案第35号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第35号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第 8

平野倅規議長

次に、日程第 8 議案第36号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 8 議案第36号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第 9

平野倅規議長

次に、日程第9 議案第37号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第37号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第10

平野倅規議長

次に、日程第10 意見書案第4号 環太平洋連携協定(TPP)交渉への参加に対する意見書(継続審査分)についてを議題とします。

討論を行います。

委員長の報告は否決でありますので、まず原案に賛成討論される方はありませんか。

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

環太平洋連携協定交渉への参加に反対するという意見書の中でですね、委員会としては残念ながら不採択ということになりました。私はこのT P Pといわれるものについては、出されたときから非常に大きな危惧を持っております。なぜならこの全ての品目、特に当町にとっても中山間部であるだけに、この影響が農林業や水産業、これについての影響が大であるということは勿論でございますが、すべての業種、24品目すべての業種について、一切の例外は認めないという立場で、今も既に今年度内には参加していくんではないかというような報道等もされております。1つは私、この賛成する1つの大きな理由といたしましては、全国の市町村会、また医師会や農業委員会等も含めて、多くの団体がこの問題、問題ありということで反対表明を、特別決議をされたり、反対表明をされたりしております。

また、先ほども委員長から報告がありましたが、県内の市町の中でもですね、15町あるなかで9町が参加に対して反対だということで可決されております。しかも、参加に賛成という市町は何もありません。そういう意味で、是非賛成、参加に対して参加しないという方向でのですね、討論になりますが、具体的には、今後、医師会なんかについては、混合診療が始まると、お金の持っている人しか高度の医療を受けられないとか。そういう心配だということで、町内の医師会のほうも全国医師会のほうも反対だということで表明されております。

また、農業のほうでは、農協あたりがJ Aの全国組織であります。1,000万人からの反対署名をもってですね、このT P P参加を反対するという態度をとっております。特に自給率が40%を目指している政府が、13%まで落ちると。

また、食の安全からみても、既にアメリカあたりからは、ずいぶんB S Eの月齢、年齢が、牛の年齢が引き上げられる、そのことによってB S Eの危険性が高まるということが、あるにも関わらず、これらについても食の安全も含めて、消毒とか、そういう輸入の農作物にとっても、大きな問題が出てくるという団体も反対もされております。

また、労働、雇用についても、既に340万人が、影響が出るだろうといわれております。これらの資料は特にデータとしてですね、農水省は農林関係の、農林水産の関係の資料をきちっとまとめて持っているわけです。私は、県のほうの、水産商工部の資料もいろいろ説明をさせていただきましたが、これについても資料は500億円の影響が出るだろうということといわれておりますが、これについても当町でも是非その試算をしてくれといっても、なかなかそれは難しいということで、していただけませんでした。

それだけ、すべての統計データというものは正しいかどうかという信憑性が問われるという話もありましたが、実際にはこの信憑性そのものが、一番束ねている県や国が、やっぱり参考にすべきであろうと、それしか私どもにその判断する材料がございません。

そういう意味で、このTPPに参加は反対するという意見書そのものに賛成するわけです。最後になりますが、東日本の今の被災している方、16万人にも及ぶといわれておりますが、紀北町とよく似てですね、水産や農家の方がたくさんございます。この方たちが今、再起不能のような状態で避難だけが続けている。今もテレビで盛んにいわれておりますが、この人たちの怒りというのは、声としてこのTPP、今、参加する、したときには、私どもに大変なダメージだと、問題だということで、声もあがっておりますように、ここを考える時にはどうしてもTPPに参加は反対していくと、その声を今あげなければ、これが締結してしまつては、あとで抜けることはできませんので、そういう点で、是非、皆さんの賛同をいただきまして、この意見書については、是非、賛同いただきますようお願いをいたしまして、TPP交渉への参加に反対するということでのご賛同をよろしくお願いを申し上げまして、私の討論に代えさせていただきます。

平野倅規議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野倅規議長

賛成討論される方、東清剛君。

11番 東清剛議員

久しぶりに登壇しましたので、緊張しております。

議長に指名いただきましたので、意見書案第4号に対して、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書に、賛成の立場で討論いたします。

この協定は、原則として全品目の関税を撤廃するとの目的とした、自由貿易協定であると受け止めております。懸念される分野は、農業、医療、労働、雇用、金融、商観光など、日本経済全般にわたる24分野だとのことでございます。それを自由化しようという協定のように思われます。日本は国土面積の7割以上が中山間地域であり、農家1戸当たりの面積はアメリカの100分の1、オーストラリアの1,600分の1ということで、私は農業の立場で言ってますけれども、農地の集積化等を進めれば、農業も成り立つというところもいわれてますが、それはまったく地形を考えれば無理なことのように思われます。

また、そういう中で食料の海外依存度、約60%以上でございます。日本の食料の安全基準も世界で一番厳しいように私は受け止めております。それが、やはり外圧でどんどん緩和されていく。そういう懸念もございます。

また、食料を海外に依存するということは、近年は、地球環境の変化で異常気象が、世界中で起こっております。そういう中で、我々の台所、食卓を海外に依存する、大変不安な状態になりかねます。特に、地産地消をもって成っている、そういうところには大変季節感もなくなる。そのような影響が出るように思われます。また、食料を安定的に、我々は季節感をもって味わうには、やはり日本の農業を大切にしなければいけない。そのように思われます。

また、これは先ほどちょっと申しましたように、林業が疲弊しておりますけども、これは当然、戦後、材木がない時期、昭和26年でございますが、丸太の関税を0にしました。その後、昭和39年、製材品までも0にしました。そういう結果、日本の材木が使われなくなった。今の木材の自給率は、その当時95%だったのが、今までは18%、もっと下がっているように思われます。それが林業、山村の疲弊につながっております。

また、このようにね、今、我々は、私は農業の立場で申し上げますけども、このように農家の収入が無くなる。所得が無くなる。そうなりますと、やはり国土の保全が一番問題になりかねます。耕作放棄地を何とかしようとか、作物の値段が当然自由化によって、安くなってしまいます。そういう中で、作物を生産しても、それは反映されてこないように思われます。

このTPPに参加すれば、農業、農村自体がね、崩壊につながるように思われます。それはもう日本の国土の状況からみれば、明らかにおわかりだと思います。これは先ほど言いましたように、オーストラリアは1,600分の1、アメリカについては100分1の農地しかございません。このことによりTPPに参加すればね、また国土の保全、それから文化の継承等にもやはり影響が出るやに考えられます。農業は単なる食料の生産だけでなく、多面的な機能を有している。そういう中で紀北町も米作農家が170戸、114ヘクタールございます。それが今はね、米作については778%の関税をもって、何とか米作だけは維持されております。そういう中で委員長が先ほど言われましたけども、農家に戸別補償を出していますけども、それは米作だけでございます。今年度からまた変わりました、今までは転作奨励金みたいな格好で、野菜をつくれれば奨励金が出ていましたけども、今回は販売しないと、それがいただけなくなりました。そうしますと、当然、自給自足的な、こういう

小さい町の農業では成り立っていきません。

またね、先ほど言いましたけど、J A伊勢ではね、明日の23日の総代会で、特別議決としてね、この反対、交渉参加阻止の特別議決を行います。そういう事情をよく理解いただきましてね、委員会で不採択とのことですが、我々、中山間地域の議員として、ご理解をいただいてね、また賛同、可決されますようお願いいたしまして、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書案の賛成討論といたします。ありがとうございました。

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（発言する者なし）

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は否決であります。

したがって、原案について採決いたします。

意見書案4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（ 挙 手 少 数 ）

平野倅規議長

挙手少数です。

したがって、本案は原案のとおり否決とすることに決定しました。

原案のとおりって、これはおかしいな。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

先ほどの議案第31号においてね、本来は委員長報告に対しての賛否をとるのが通例でしたけど、私もちょっとそれ、これ議決したから、これくつがえすことはできないんですけどね、委員長の報告に対しての賛否をとると、自分がちょっと先取りしてしまいまして、原案に賛成で、委員会においては否決されたので、手を挙げるのが遅かったんですけどね、そのみ、この原案に対して、今は別において、それ以後、委員長に対しての賛否を、議長はずっととってますけど、31号だけを委員長報告に対して、原案にとったことは、どんな意味をなす

のか、その点、議長ちょっとご回答お願いします。

平野倅規議長

ちょっとこの場で、暫時、ちょっと休憩させていただきます。

(午前 11時 19分)

平野倅規議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(午前 11時 20分)

平野倅規議長

ただいまの川端議員の質疑に対しまして、私としては委員長の報告は否決でありますと、述べさせてもらって、原案について採決に入らせていただきましたもので、私のちよっとう、はっきり聞こえなかった部分もありますので、その点をご了解いただきたいと思います。

(「聞こえましたよ」と呼ぶ声あり)

平野倅規議長

そうですか。

聞こえなかった人もおるやもしれませんので、その点どうぞよろしくご理解ください。

日程第11

平野倅規議長

次に、日程第11 推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

本件については、6月30日をもって選挙による農業委員会委員が、任期満了となります。議会から推薦した委員についても、選挙による委員と同様に、6月30日をもって自動的に失職することから、新たに議会から農業委員の推薦をするものであります。

お諮りします。

推薦の方法については、選挙によることとし、指名推薦の方法で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、推薦の方法は選挙によることとし、指名推薦の方法で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定しました。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は2人とし、お手元に配付の名簿のとおり、入江康仁君と、川端龍雄君のご兩名を指名いたします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は、入江康仁君、川端龍雄君のご兩名を推薦することに決定しました。

平野倅規議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可します。

尾上町長。

尾上壽一町長

6月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月12日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議をいただきまして、提案いたしました案件、議案等につきまして、原案どおりご同意、並びにご可決をいただきまして、誠にありがとうございます。

本議会におきましては、議員の皆様方から頂戴いたしました数多くのご意見、ご指摘等につきましては、今後の町政運営に十分に留意をしております。

さて、19日夕刻に和歌山県南部に上陸し、町内をはじめ全国各地に大きな被害をもたらした台風4号につきましては、例年になく早い時期での来襲でありました。また続けざまに発生した台風5号につきましても、勢力は衰えていったものの、当初予測されていた進路は、当地域を向いておりまして、立て続けに台風が来襲するのかわかるといえる、常に緊張を強いられるような状況でございました。今後も、気を緩めることなく、的確に警戒していくとともに、常に防災の重要性を認識いたしまして、住民の皆様が安全・安心に過ごしていただけるよう、職員全員一丸となって災害に備えてまいります。暑い日が続くなか、議員の皆様や住民の皆様方におかれましては、くれぐれも健康にはご留意をいただきまして、紀北町発展のためにご活躍いただきますようお願いを申し上げます。閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

平野倅規議長

以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。

平成24年6月定例議会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月12日から本日まで、議員の皆様、町長及び職員の皆様には、慎重なるご審議をいただき、無事閉会できましたことを、心からお礼を申し上げます。どうも皆さん、ありがとうございました。

平野倅規議長

それでは、これもちまして、平成24年6月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午前 11時 26分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成24年9月11日

紀北町議会議長 平野倅規

紀北町議会議員 川端龍雄

紀北町議会議員 中本 衛